

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事は HP でダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。10月に入って、朝晩は随分と冷え込んで参りました。朝のランニング(三日坊主)でも、息が白い時があります。うだるような夏の暑さは何だったんだろう... 今月お伝えするテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

＜今月号の内容＞

- ◆協会けんぽが設立されました
- ◆協会けんぽで何が変わる？
- ◆大卒の退職金、5年間で400万円の減少

◆ “協会けんぽ” が設立されました ◆

中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険(政府管掌健康保険...加入者数約1,990万人)は、従来、国(社会保険庁)で運営していましたが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなりました。

この協会が運営する健康保険の愛称を“協会けんぽ”といいます。

協会健保の特徴として、非公務員型の法人として新たに設立された保険者であり、職員は公務員ではなく民間職員です。

協会の理事長や各都道府県の支部長は、全て民間出身者が登用されています。今後は、民間のノウハウやIT化を積極的に取り入れて行くようです。

◆ “協会けんぽ” 設立で何が変わる？ ◆

協会けんぽの設立に伴って、これまで社会保険事務所が行ってきた業務の一部が協会けんぽに移管されました。

具体的には以下の通りです。

◆協会けんぽが行う業務

- ・被保険者証の発行
- ・保険給付(傷病手当金等)の申請受付、支払
- ・任意継続被保険者の諸手続(保険料納付も含む)
- ・健康診断・保健指導等の保険事業
- ・レセプト(診療報酬明細書)の点検

◆社会保険事務所が行う業務

- ・適用関係(資格取得届、被扶養者異動届等)の受付
- ・保険料の納付の手続(任意継続被保険者を除く)

少々ややこしくなりました。担当者として、日常かかわることをちょっと整理してみましよう。

この業務の移管に伴って、

◆『資格取得届』や『氏名変更届』等の届け先

⇒ 社会保険事務所

◆『保険証の発行』

⇒ 協会けんぽ

となります。

従来は、同時に届いていた資格取得等の確認通知書と保険証の送付が別々に行われることとなります。

また、保険証を事業所所在地以外へ送付する取り扱いも柔軟に行われていたようですが、今後はこのような取扱いができないこととなります。

不便になる企業もあるかも知れません。

被保険者証については、以下の通りです。

◆10月1日以降に協会けんぽに加入した人

⇒新たな被保険者証が発行されます。被保険者証は、来と同様、被扶養者も含めて加入者1人1枚のカードとなります。

◆元々、政府管掌健康保険に加入していた人

⇒会社を通じて、順次新たな被保険者証への切替えが行われます(手続は未定)。

切替えが完了するまで、従来の被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。

保険料については、政管健保の保険料率(8.2%)が引き続き適用されます。

しかし、協会けんぽ設立後1年以内に、都道府県別の保険料率が設定されることになっており、改定が予想されます。

但し、保険料率が大幅に上昇する場合には、“激変緩和措置”が取られることになっていますので、しばらくは安心？です。

## ◆大卒の退職金、5年間で400万円の減少◆

5年毎に行われる厚生労働省の「2008年就労条件総合調査」の結果が出ました。

大卒社員の退職金(一時金・企業年金)の平均額は2026万円で、前回調査(03年)に比べて424万円少なくなっていることが明らかになりました。

更に、10年前との比較では約800万円の減少という結果が出ています。

退職金制度の有無については、今回調査で「ある」と答えた企業は85%に落ち込み、1966年の82%以来2番目に低い数字となったようです。

この傾向について厚労省では、「退職金を通常賃金に上乗せして前払いする企業が増えたため」としています。

また、退職金の減少が続くことについての要因は、

- 転職する人が増えたことによって勤続年数が短くなった
- 退職金の算定基準となる基本給が減少傾向
- 企業が退職金の資金運用に苦慮している

などを挙げています。

平成24年3月に、税制適格退職年金(いわゆる適年)が廃止されることに伴って、数年前から退職金制度の見直しが行われています。

多くの会社では、予想を超える積立不足に頭を抱え、額の引き下げを行った結果と言えるでしょう。

厚生労働省では、適年についての実態調査を行う考えがあるようです。

他の年金制度への移行の実態を把握するほか、企業側に移行を周知させること、調査結果を踏まえた上で移行の策を検討することが目的です。

適年に加入しているままの会社は、そろそろ重い腰を上げなければならぬ時期に来ています。

退職金問題は、「まあ何とかなるだろう。」とは行かない多くの問題があります。

後々、「え～！」とならないよう、今一度見つめなおしては如何でしょうか。

## ◆雑感◆

10/24に、ある会社様からのご依頼により、セミナーをやらせて頂くことになりました。

その会社様が行うフェアにご来場頂くお客様限定(フェアへの来場社も会社のお客様のみ)であるため、ここでご案内することは出来ませんが、弊事務所へセミナーの問い合わせが増えていきます。

「何を話すのですか？」

「フェアには行けませんが、セミナーだけでも・・・」

ん～、本音を言えば、来てのお楽しみといったところですよ。

お話しする内容の概略は、ズバリ“リスク・セキュリティ”です。労働契約法が施工されて8ヶ月、企業におけるリスクのテーマが絞られてきています。

個人情報保護法や情報セキュリティシステムの絡みもあって、それぞれの担当者は、企業防衛の視点における労務管理にお悩みのようです。

そのようなこととお話します。ご依頼頂いた企業様に感謝です。

## ◀ お 仕 事 カ レ ン ダ ー ▶

10/1.....全国労働衛生週間(1～7日)

10/10.....一括有期事業開始届(建設業)

※対象事業一概算保険料160面円未満

かつ 請負金額1億9000万円未満の工事

.....9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付

10/31.....健康保険・厚生年金保険料納付(9月分)

.....労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告)

.....8月決算法人の確定申告・2008年2月決算法人の中間申告

.....11月・翌年2・5月決算法人の消費税の中間申告

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

## 社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)

ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

### 【業務案内】

- |            |            |
|------------|------------|
| ★就業規則の作成変更 | ★401k導入支援  |
| ★人事賃金制度の構築 | ★セミナー／講演   |
| ★管理者研修の実施  | ★各種助成金の申請  |
| ★退職金制度の構築  | ★労働／社会保険手続 |

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。